

【声明】戦後70年・憲法記念日に寄せて

平和と人権・国民主権を保障する日本国憲法を厳守し、
あらゆる分野に積極的にいかすことを求めて行動します

国際婦人年連絡会

世話人 山口みつ子
実生 律子
紙谷 雅子

国際婦人年連絡会（全国組織 35 団体）は、1975 年の国際婦人年以來、国連の提唱する三目標「平等・開発・平和」を掲げて活動しています。日本国憲法に明記されている平和・人権条項こそ、私たちの目指すジェンダー平等社会の根幹を成すものです。戦後 70 年の憲法記念日にあたり、国際婦人年連絡会は、安倍政権が平和主義・国民主権・基本的人権尊重をはじめとする憲法の諸原則をふみにじる施策を続けていることを深く憂慮し、改めて日本国憲法の厳守を求めます。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」（憲法前文）で定められた憲法に基づき、日本は戦後70年間“戦争しない国”として信頼される国際的地位を確立してきました。それは、戦争を放棄した憲法9条が2014年ノーベル平和賞にノミネートされたことにも表れています。

しかし、安倍政権は憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認し、自衛隊の海外派遣を随時可能にする等の法整備を進めようとしています。これは憲法9条に違反し、特定秘密保護法施行、武器輸出解禁と兵器産業強化、沖縄・辺野古への新基地建設の強行、日米防衛ガイドライン改定などの動きと合わせ、「積極的平和主義」の名のもとに、日本を“戦争する国”へと変えるものであり、強く抗議します。

また、福島原発の事故収拾も被災者への十分な支援もしないまま、原発の再稼働と海外輸出を急いでいることも許されません。

安倍政権は、女性が輝くために「多様な働き方」を推奨するとして、労働者派遣法「改正」、労働基準法一部「改正」、多様な正社員制度の推進を行うとしています。これらにより労働条件が曖昧な「正社員」を大量に生み出し、より長い労働時間、より厳しい成果目標達成などが求められると、男女を問わず、適切なワーク・ライフ・バランスは実現できなくなります。長時間労働、転勤を前提とした働き方のもとでもともと女性管理職は少ないのに加え、賃金格差などの男女不平等をさらに進めるものです。

憲法13条・幸福追求権、14条・法の下での平等の実現には、家事・育児の多くを女性が担うという性別役割分担意識を正し、男女ともに人間らしい働き方ができる法規制を確立することが必要です。労働基準法一部「改正」法案は、8時間労働制を崩し、残業を野放しにし、職場・家庭の男女不平等を拡大し、労働者の生活・健康を破壊するものです。「残業代ゼロ」ではなく「過労死ゼロ」をめざすのが憲法の本質です。

「教育再生」の名の下に教育に不当に介入すること、特に教科書検定で「政府見解」の記述を基準にすることは、憲法23条・学問の自由の侵害です。侵略と植民地支配、女性の人権侵害である「慰安婦」問題など、過去の真実の歴史を学ばなければ未来を見通す力はつきません。学校行事などでの「日の丸・君が代」強制は、憲法第19条・思想及び良心の自由の侵害です。

憲法26条・教育の権利に基づき、学校教育は子どもの人格の完成をめざす内容に重点を置き、国連子どもの権利委員会の是正勧告を受けている「競争主義的な教育」をやめ、少人数学級を実現すべきです。貧困が拡大し親の経済格差が子どもの教育を受ける権利を阻害しているなか、教育予算を増額し、高校授業料無償施策の復活、無利子の奨学金など、学校教育における家庭の高負担解消が必要です。

NHKをはじめとするメディアは、ネット情報も含め、憲法をいかした視点で国民の知りたい情報を国民の目線で報道するという役割があります。国によるメディア等への介入は、憲法21条・表現の自由の違反であり許されません。

社会教育の基盤となる公民館等の部屋貸し出しについて、憲法をテーマにすることを理由に制限する事態が一部自治体で起こっています。これは憲法19条、21条違反であり、憲法99条・公務員の憲法尊重擁護の義務からも問題です。

憲法24条・両性の平等に基づく婚姻年齢の統一、女性の待婚期間解消、選択的夫婦別氏制度の実現も、国際婦人年連絡会の長年の要望です。

消費税増税や社会保障制度改悪などによって貧困と格差が拡大し、女性の貧困は次世代にまで悪影響をもたらしています。憲法25条をいかし、医療・介護・年金・子育てなどの社会保障・社会福祉を充実させることが何より重要です。

今年は日本の女性参政権獲得70周年でもあります。政治分野への女性の参画はきわめて重要であるにもかかわらず、衆議院議員の女性割合は190か国中154位（列国議会同盟調査、2015年1月）と際立って低く、先進諸外国との格差が拡大傾向にあることは深刻な問題です。あらゆる分野で憲法をいかした政治を行うためには、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し・・・主権が国民に存することを宣言」（前文）して確定された憲法に基づき、「一票の格差」を是正すること、また、多様な民意を切り捨て女性の政治参加拡大を妨げる小選挙区制度を見直すことが必要です。

男女平等参画社会の実現を目標とする国際婦人年連絡会は、日本国憲法を厳守し、生活や政治・外交のあらゆる分野に憲法を積極的にいかすため、ゆるぎない行動をしていきます。

<提出先>

安倍晋三内閣総理大臣、各政党、新聞社・放送局などのメディア
衆参・憲法審査会、衆院安全保障委員会、衆院外交防衛委員会の各委員長、幹事、理事を中心とする（約50名程度）